平成２３年（フ）第１５８号
兵庫県川西市久代６丁目２番４―414号
債務者　尾形　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１４１号
岩手県北上市里分７地割79番地１　シティハイム北上Ａ―202号
債務者　田村　洋介
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９５号
千葉県松戸市新松戸３丁目309番地　ベルナーデ308号
債務者　小西　　育
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３２号
千葉県松戸市上本郷1481番地　第Ｉタケエハイツ202号
債務者　土屋　絵美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３３号
千葉県流山市大字東深井663番地の129　サニーコーポ102
債務者　野口　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４号
福岡県行橋市東大橋２丁目２番１号東大橋団地２－１号
債務者　中川千比呂
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１４０５号
兵庫県三田市上青野586番地６、従前の住所兵庫県三田市天神１丁目２番10号
債務者　野田　良江
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０２号
神戸市長田区西代通１丁目１番５号マルキュウビル210号
債務者　三原麻衣こと　張　　和子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７７号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目６番14―2208号
債務者　守部　友貴
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２６号
神戸市灘区備後町３丁目２番17―703号
債務者　浦田由香理
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市長沢１丁目８番23号　コーポシーガル101
債務者　小山　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４８号
和歌山県海草郡紀美野町動木312番地２
債務者　吉田プロパンこと　吉田　　明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９５号
和歌山市狐島401番地の７　レオパレス21ソレイユ２番館204
債務者　炙り家遊膳こと　重根　厚紀（旧姓野畑）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５号
和歌山県岩出市森89番地　５－Ｂ号
債務者　寺西美奈子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１号
和歌山市和歌浦西１丁目４番51号　セジュール雑賀101号室、申立時の住所和歌山市関戸２丁目９番10号
債務者　関　　朋美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０号
和歌山県紀の川市深田401―25、住民票上の住所和歌山県紀の川市東毛15番地
債務者　中井　充代
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５号
和歌山県紀の川市南志野701番地19
債務者　宮脇　　満
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係